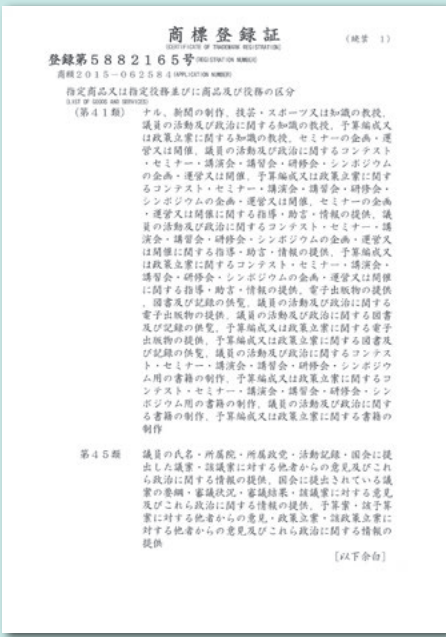


STOP 勝手連の無断使用!!

「勝手連」、「議会新聞」は、特許庁長官より商標の認可を受けている為、一般社団法人全国勝手連連合会・総本部の文章による承諾がない場合は、無断で使えません。



「商標権者の許可なく当該商標を使用した場合には、原則として商標権の侵害に該当します。また、無断使用された商標を販売するために所持する行為等、間接的な行為も商標権侵害とみなされます」

「商標権を侵害した者は、侵害罪が適用される。専用権についての直接侵害は商標法第78条に規定され、**10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。**」

